

(記 載 例)

下記の事由により、更新申請期限までに申請できない場合に提出するものです。

別記第13号様式(第22条関係)

北海道収入証紙は銀行で購入できます

| | |
|--------------------------|------------|
| 北海道収入証紙貼付欄 (1,700円) | 北海道収入証紙貼付欄 |
|--------------------------|------------|

修了確認期限延期申請書

北海道教育委員会 様

平成 23年 1月 14日

| | | |
|----------------------------|------|-----------------|
| (ふりがな) ほっかい みちこ | 生年月日 | 昭和 40 年 10月 10日 |
| 署名又は記名押印 北海道子 | 職名 | 教員 |
| 勤務(予定)校・機関 学校法人日本学園 北海道幼稚園 | 本籍地 | 北海道 |
| 現住所 北海道札幌市中央区北1条西1丁目1-1 | 電話番号 | 011-111-1111 |

私は、次の2の免許状を有しており、次の1のとおり、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第7条に規定する事由に該当するため、同令附則第9条第1項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する省令(平成19年法律第98号)附則第2条第4項の規定に基づき、平成 年 月 日まで修了確認期限の延期を受けることを申請します。

記

1 延期事由

修了確認期限が平成23年3月31日の者で、1月の講習で30時間の講習を修了する者
1月に受講した講習の履修証明が1月には出ませんので、1月中に修了確認申請ができませんので、この申請書を1月中に提出することで2ヵ月の延期が認められます。
延期事由「平成22年12月末までに更新講習が修了しないため」
再就職で幼稚園教諭となり、更新講習を修了していない者は、教員に採用された時から2年2ヵ月の期間まで延期が認められます。
延期事由「教員に採用された日が平成22年4月1日であるため」
この場合は、平成24年6月1日までの延期が可能です。

2【有する免許状】

| 種類 | 免許状番号 | 授与年月日 | 授与権者 | 免許状に記載の氏名 | 免許状に記載の本籍地 |
|-----------------------------|------------|----------|----------|-----------|------------|
| 幼稚園教諭2種 | 昭61幼二第100号 | 昭62年3月1日 | 北海道教育委員会 | 札幌 道子 | 北海道 |
| 1. 免許状の氏名が変更となっている時は戸籍抄本を添付 | | | | | |
| 2. 本籍地を北海道外から転籍した場合も戸籍抄本を添付 | | | | | |

【注意事項】

- 免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第3項第3号の確認証明書(修了確認期限が延期されている場合にあつては修了確認期限延期証明書、更新講習を免除されている場合にあつては更新講習免除証明書)のいずれかを添付すること。
- 有する免許状が上記以外にある場合は、残余の免許状について、同じ様式で裏面に記入すること。
- 延期前の修了確認期限 平成23年 3月31日

〔証明者記入欄〕 上記1の延期事由に該当することの証明のため御記入ください。

上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第7条に規定する事由に該当することを証明する。

(証明者名)

平成23年 1月10日

学校法人日本学園北海道幼稚園 園長 東京 花子
印鑑は公印です。園長印がない場合は理事長となります

この更新手続についても、更新期限の2ヵ月前の毎年1月には申請を終わらせてください。

申請の際には、返信用封筒(角2型)に140円切手を貼付し、郵便番号、住所、氏名を正確に記載し提出すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とする。

修了確認期限の延期

免許管理者は、やむを得ない事由により免許状更新講習の課程を修了できないと認められるときは、相当の期間を定めて、免許状の修了確認期限を延期することができます。

この場合は必ず免許管理者に申請を行う必要がありますので、ご注意ください。

現職の方に限ります。

「やむを得ない事由」とは次のとおりです。

- 1 指導改善研修中であること
- 2 休職中(病気休職中)であること
- 3 産休、育休、病気休暇、介護休暇中であること
- 4 地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難になっていること
- 5 海外派遣中であること
- 6 専修免許状の取得のための課程に在籍していること
- 7 教員になった日から修了確認期間が2年2ヵ月未満であること

(再就職でこの更新制度を知らなかった方などに対する措置で、幼稚園教諭の方が該当する可能性があります。)

例 平成22年4月から勤務した方の、免許状更新期限が平成23年3月31日の場合
期間が1年間しかないため、残りの期間1年2ヵ月の延期ができます。

必ずこの申請が必要となります。

- 8 所持する免許状の授与の日から修了確認期限までに10年経っていない場合
- 9 修了確認期限が平成23年3月31日である場合(この場合は2ヵ月間の延期)

(更新時期が初年度の平成23年3月31日の方は、この申請書を提出することで2ヵ月間の延期が可能です。)

更新の申請は2ヵ月前までに行うこととされていますので、平成23年3月更新の方は平成23年1月までに申請する必要がありますが、それまでに履修証明書が届かないなどの事由がある方は、延期申請をすることで平成23年5月までに更新申請時期を延長できますので平成23年3月中に更新申請ができることとなります。